

消費者団体訴訟制度の施行（平成19年6月7日）に向けた
準備状況について

平成19年 2月21日
国民生活局消費者企画課

1. 内閣府令、ガイドライン等の制定（別添1）

- ・ 消費者契約法施行規則、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインを平成18年2月16日付けで制定、公布。
- ・ 欠格事由該当法律（消費者利益擁護関係法律）を選定する政令は、今通常国会提出法案にも該当法律がないか精査の上、今後、制定。

2. 制度説明会の開催など制度の普及啓発の推進（別添2）

- ・ 昨年11月には、東京、大阪でシンポジウムを開催。
- ・ 昨年12月から、内閣府及び全国47都道府県の共催で、制度概要説明会を開催。既に41都道府県で実施済み。
- ・ 消費者団体や事業者団体等の求めに応じ、随時、説明会等を開催。
- ・ 今後も、普及啓発を推進（パンフレット・ポスター、逐条解説書等）。

3. 制度運営のための基盤の整備

制度施行に向け、

- ・ 適格消費者団体間の情報共有に資する専用の電子掲示板
- ・ 判決や和解の概要の周知・公表や認定申請書の公告縦覧等を行うための内閣府HP

を整備。

消費者契約法施行規則(案)に対する意見募集の結果について

（意見募集期間：平成18年11月29日～平成18年12月28日）
（受付件数：28件）

平成19年2月
内閣府国民生活局

○消費者契約法施行規則(案)について

「施行規則案」	寄せられた主な御意見	内閣府としての対応・考え方
<p>第2条第4項 特定の事業者の関係者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業者の役職員のほか、過去二年間に役職員であった者 	<ul style="list-style-type: none"> 過去二年間の役職員を含めるのは適当ではない。 過去五年間程度の役職員も含めるべき。 	<p>○ 原案通り</p> <p>当該事業者を退職直後の者は、当該事業者と強い関わりを有すると考えられること、同趣旨のもと「過去二年間」は関係者に含めるものが他の法律でも多数みられることから、「過去二年間」としています。</p>
<p>第3条 事業の区分(理事総数の二分の一を超えてはならない「同一業界」関係者の区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、日本標準産業分類の中分類による。ただし、中分類「他に分類されない専門サービス業」については、「法律事務所及び司法書士事務所」とその他の専門サービスを別分類化 	<ul style="list-style-type: none"> 「弁護士事務所及び司法書士事務所」は、別の分類(「法律事務所」、「司法書士事務所」とすべき。 	<p>○ 原案通り</p> <p>本制度は、「消費者団体」に差止請求権を認める制度として制度化されたものであること(外国では、事業者団体に認めているものもあり)、弁護士・司法書士も事業者等からの独立性の問題に無関係とは言えないこと、弁護士・司法書士以外の方々に理事としての参画を頂くことにつき弁護士・司法書士主体の団体のみに特別困難な問題があるとは言えないこと、そうした中で、既に「弁護士及び司法書士」は行政書士等他の専門サービス業とは別の分類として特別の配慮をしていることから、原案通りとさせて頂きました。</p> <p>なお、弁護士・司法書士については、理事のほか、検討部門における「法律の専門家」としての参画が大</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人、財団法人、特定非営利活動法人や法律専門家などの専門サービス業者は事業者として考えるべきではない。 	<p>いに期待されるところです。(法第13条第3項第5号ロ)。</p> <p>○ 原案通り</p> <p>事業者に該当しないものとして扱うのは、法第13条第3項第4号ロ後段において、同項第2号の要件に適合する者に限られています。</p>
<p>第4条 消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談に関する有資格者で消費生活相談業務に一年以上従事した者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事期間の要件は不要とすべき。 ・業務従事期間を「一年以上」から「五年以上」と厳格化すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、司法書士、行政書士であっても消費者団体の役員を一定期間行っていれば、消費生活に関する専門家として認めるべき。 	<p>○ 原案通り</p> <p>「一年以上」の実務経験で相応の知識経験を具備するものと考えています。なお、選任の基準が業務規程に適切に定められていることや、業務の規模・内容に応じた必要数の配置等が必要です(施行規則第6条第3号、ガイドライン「2. 適格消費者団体の認定 (3) 体制及び業務規程(法第13条第3項第3号関係)、(5) 差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験(法第13条第3項第5号関係)」参照)。</p> <p>○ 原案通り</p> <p>消費者団体の役員等は、弁護士、司法書士、行政書士であることをもって、一律に特別の扱いをするのではなく、第4条第2号の「同等以上のもの」に該当するか内閣総理大臣が個別に判断するのが適当と考えます(ガイドライン「2. 適格消費者団体の認定 (5) 差止請求関係業務を適正に遂行</p>

		<p>することができる専門的な知識経験（法第13条第3項第5号関係イ」参照）。</p>
<p>第5条 法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、司法書士のほか、大学の法律学の教授又は准教授等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の専門家に行政書士も含めるべき。 ・教授又は准教授については、必ずしも適任とは言えず再考の必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案通り <ul style="list-style-type: none"> 当該「法律の専門家」に求められるのは、差止請求の要否及びその内容についての検討に関する法律の専門的知識経験であること（法第13条第3項第5号ロ）を踏まえ、原案通りとさせて頂きました。 ○ 原案を一部修正し、「法律学の教授・准教授」を「民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授・准教授」に修正しました(修正後の第5条第3号) <ul style="list-style-type: none"> 法律学の教授・准教授といっても専門分野が様々なこと、当該「法律の専門家」に求められるのは、差止請求の要否及びその内容についての検討に関する法律の専門的知識経験であること（法第13条第3項第5号ロ）を踏まえ、修正することとしました。 なお、当該「法律の専門家」はその専門的知識経験に基づく助言等を行うこととなりますが、不特定多数の消費者利益のための差止請求権の適切な行使（法第23条第1項）、差止請求権の濫用の禁止（法第23条第2項）といった規律に則った行動が求められま

<p>第8条・第12条 認定の申請・変更の届出の際の添付書類</p>	<p>・添付書類につき負担の軽減を図る必要。</p>	<p>す。</p> <p>○ 原案を一部修正し、添付書類のうち住民票について、住民票に代わる書類でも可とするともに、単なる住所変更の届出には、住民票の添付を不要としました(修正後の第8条第2項、第12条第2項)。</p> <p>添付書類については、認定の審査等を適切に行う見地から、必要な書類を提出して頂くことにしているものです。</p> <p>住民票については、住民票記載事項証明書等でも足りることから、これに代わる書類を認めることとしました。また、住民票等は、役員及び専門委員の実在性の疎明のため提出して頂くものです。認定時の役員等が住所変更をした場合には、当該役員等については既に認定時に確認済みであり、再度住民票等を提出して頂く必要はないため、添付を不要としました。</p>
<p>第12条第3項 変更の届出義務を免除する軽微変更の該当事由</p> <p>・ 社員の数及び社員である団体の構成員の数の1/10未満の変更は、変更の届出不要</p>	<p>・1/10以上の増減であっても届出不要とすべき。</p>	<p>○ 原案を一部修正し、社員である団体の構成員数の変更は増減割合を問わず届出不要としました(修正後の第12条第3項)。</p> <p>「社員である団体の構成員」は「議決権を有する社員」と比べ随時把握する必要性が低いこと、年度末</p>

		<p>の数は別途報告を受ける仕組みとなっていること（法第31条第6項）を踏まえ、届出を不要としました。</p>
<p>第22条 調査を行う者の選任等</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験を有し公正な判断をすることができる第三者から当該適格団体が選任 	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査を絶対的な要件とすべきでない。 適格団体が自ら調査実施者を選任することは、調査の信頼性を確保する上で不十分。調査の透明性・公正性が疑われる一定の場合には監督官庁が関与する仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案通り <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正性・制度の信頼性を保つためには、外部の者（第三者）による調査が必要と考えられます。 なお、当該学識経験者の選任・解任の基準等の審査を通じて、内閣総理大臣の所要の監督が及ぶ仕組みとなっています（第6条第6号）。
<p>第25条 経理に関し備え置く書類への記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 5万円超の会費納入者名、寄附者名等 第5順位までの事業収入、支出 	<ul style="list-style-type: none"> 5万円とすることは不相当。少なくとも20万円程度とすべき。 5万円とすることは妥当。 第5順位まで記載することは負担であり、金額の下限を定めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案通り <ul style="list-style-type: none"> 寄附金の受領、事業者との取引関係等を通じた差止請求権の不適正行使を防ぐためには、金の出入りはできるだけ透明にすることにより、適格団体自身あるいは事業者一般による自己規律の発揮を促す必要があります。
<p>第30条・第31条 国民生活センター等が提供する情報等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活センター・地方公共団体（「センター」）は、P I O—N E T情報を、センター共通の手続に則り、適格消費者団体に提供できる。 	<p>（第30条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第30条は第1項第1号、第3号及び第5号、第5項、第6項のみを残し、他の条件は撤廃すべき。差止請求該当行為が行われていると独立行政法人又は地方公共団体が把握した場合、積極的に適格団体と連携することができることも明文化すべき。 <p>（第31条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活センターからは、提供した情報の照会先（該当地方公共 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案通り <ul style="list-style-type: none"> 通常は提供されない事業者名入りの情報を提供可能とするに当たっての手続規定であること、個人情報の保護に留意する必要があることを踏まえて規定しています。 ○ 施行規則については原案通りです

<p>・ 上記の規定は、センターが消費者契約法以外の法令（条例を含む。）の規定により P I O—N E T 情報以外の情報を提供することを妨げるものではない。</p>	<p>体等)・都道府県別の情報等も提供すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NET情報だけでなく、具体的な勧誘態様や具体的な契約条項など、より詳細な情報を含めるべき。 ・PIO-NET情報は有効に活用して欲しいとは思いますが、個人情報の保護に留意するなど慎重な対応も必要。 <p>・ PIO-NET情報以外の情報について、地方公共団体は、新たな条例の制定がなくとも、現行の条例及び諸規則に則った情報提供ができる旨規定し、また、周知を図るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法以外の法令（条例を含む。）について、情報公開法と情報公開条例並びに個人情報保護法と個人情報保護条例であることを明示すべき。 ・地方公共団体が本制度の実効的な実施のために必要と認める場合には、本規則に基づき、PIO-NET情報以外の情報を提供できるとすべき。 ・相談者の事前了解なくPIO-NET情報以外の詳細な情報が提供されると信頼を失い消費生活相談自体が崩壊するおそれが高いため、提供には相談者の事前了解が必要とすべき。 	<p>が、運用上の措置として、国民生活センターにおいて、提供した情報の照会先を示し得る運用が行われる予定です。</p> <p>また、第31条第2項について、規定の趣旨(下記参照)を十分周知していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O—N E T 情報以外の情報は、各地方公共団体等が独自に保有する個別性の強い情報です。 <p>したがって当該情報の提供は、当該地方公共団体の条例等関係法令（例えば個人情報保護条例）に則る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体は、新たな条例の制定がなくとも、現行の条例等に則った情報提供は可能であり、その旨周知していきます。
--	---	--

適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(案) に対する意見募集の結果について

（意見募集期間：平成18年11月29日～平成18年12月28日）
（受付件数：29件）

平成19年2月
内閣府国民生活局

○適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(案)について

「ガイドライン案」	寄せられた主な御意見	内閣府としての対応・考え方
<p>2. 適格消費者団体の認定</p> <p>(2)団体の目的及び活動実績(法第13条第3項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則二年以上の活動実績が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度開始時の当面は、活動及び体制の充実度に配慮し、活動期間が2年未満であっても可とすることを原則とすべき。 ・「2年以上」は最低限必要(例外は認めるべきでない)。 	<p>○ 原案通り</p> <p>消費者全体の利益擁護のための差止請求権を担うにふさわしい実質を備えた団体である必要があり、「原則二年以上」の活動実績が必要と考えられます。</p>
<p>(3)体制及び業務規程(法第13条第3項第3号関係)</p> <p>ア 体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織及び人員等の整備に加え、申請団体自体の社員数についても、少なくとも100人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員数を斟酌することは不適當。より少数の社員数でも可としたり、申請団体自体の社員数だけでなく社員である団体の構成員数も斟酌すべき。 ・多数の目を通すことで業務の正確性、適格性、透明性が担保されるため、社員数100人以上の存在は不可欠。 	<p>○ 原案通り</p> <p>差止請求関係業務の遂行に当たっては、相当数の者の関与を確保することで業務の適正、透明性が担保されと考えられ、この場合、適格団体の最高の意思決定機関である総会での議決権を有する申請団体自体の社員(法律上の社員)であることが必要と考えられます。</p> <p>我が国の消費者団体の現状を踏まえつつ、「社員数100人以上」としましたが、これは目安であり、社員数が100人に満たないからといって、直ちに不認定とするものではありません。</p>

<p>イ. 業務規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格団体は情報の公表の方法を含め差止請求関係業務の実施の方法を業務規程に記載し、内閣府は適切な内容であるか審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・適格団体は、内閣府・国民生活センターが行う判決等の周知・公表の前に、自主的に相手方事業者の情報を公表する場合には、無用な風評被害を惹起しないよう、自らの業務規程中に慎重な基準を規定すべき(ガイドライン自体は評価。適格団体による制度の濫用が生じないような監督を政府に要請。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案通り <ul style="list-style-type: none"> 業務規程に盛り込まれる公表の基準が適切な内容であるか、適切に審査します。
<p>(4)理事及び理事会(法第13条第3項第4号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任理事会などへの委任も禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性を要する場合等について、常任理事会への委任が認められるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案通り <ul style="list-style-type: none"> 「理事その他の者に委任されていないこと」と法律に特段の限定を付すことなく規定されており、常任理事会への委任も禁止されています。
<p>(6)経理的基礎(法第13条第3項第6号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の安定性及び継続性を確保する限度における経理面での基礎が確立しているか否かを総合的に判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額以上の基本財産の自己保有に限定せず、総合判断としていることは妥当。 ・独立事務所や専任職員の雇用を必要とすべきではない。 ・事務所運営等の確保のため一定の財政支援を規定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案を一部修正(修正後の(6)経理的基礎(法第13条第3項第6号関係)イ申請書の添付書類) <ul style="list-style-type: none"> 一定額以上の基本財産が必要、雇用が必要等という形で限定はせず、総合判断することは原案通りです。なお、総合判断といっても、収支の見込みと算出根拠はもとより具体的に記載して頂く必要があります。こうした見地から、「弁護士報酬、事務所の賃料」等収支の総合判断の諸要素として記載して頂くべき事項を例示しました。 なお、財政支援は認定、監督等に関するガイドラインの対象ではない

		<p>と考えますが、コメントさせていただきますと、内閣府としては、制度の運営のための基盤を整備することとしており、適格団体間の情報共有に資する専用の電子掲示板の整備、判決の周知等を行う内閣府HPの整備とともに、制度施行後、全国6ブロックで、適格消費者団体、事業者団体、学者等を交えた意見交換ミーティングを開催し、本制度の意義・運用状況や適格消費者団体の活動について国民一般への周知を広く行うことを予定しています（19年度）。</p>
<p>4. 差止請求関係業務等 (4)財産上の利益の受領の禁止等(法第28条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体が差止請求権の行使に係る個別事案とは関係なく寄附金を受領することなどは禁止規定に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の事業者からの寄附金なども一定期間禁止すべき。個別事案と関係なく寄附金を受領する形を装う状況も考えられ、無条件に「問題ない例」のごとく記載するのは不適切。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案通り 法で禁止されているのは「その差止請求権の行使に関し」たものであり、個別事案との関係の有無など個々の認定・判断を適切に行っていきます。
<p>5. 監督(4)不利益処分等(法第32条、第33条及び第34条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合命令・改善命令によって是正が図られる場合には、原則として当該命令をした上で認定の取消しを選択 ・偽りにより認定を受けた場合等一定の場合には、原則として直ちに認定を取り消す 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格(法第13条第3項1号)喪失の場合も直ちに認定取消しがなされる旨明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案通り 解散(法人格喪失)は認定取消しを待つまでもなく、認定が失効します(法第22条)。

6. 政党又は政治的目的のための利用(法第36

条関係)

・違反した場合は、適合命令及び改善命令等不利益処分の対象

・違反した場合には、認定取消しがなされ得る旨を明記すべき。

○ 原案を一部修正(修正後の「6. 政党又は政治的目的のための利用(法第36条関係)エ法第36条の規定に違反する場合等の取扱い」)

原案の「不利益処分」には元々「認定取消し」が含まれていますが、その旨明記することとします。なお、この場合も、「5. 監督

(4) 不利益処分等(法第32条、第33条及び第34条関係)」の基準に沿って、不利益処分等の選択を行うこととなります。

○内閣府令第十七号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の規定に基づき、消費者契約法施行規則を次のように定める。

平成十九年二月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

消費者契約法施行規則

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、消費者契約法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定の事業者の関係者の範囲）

第二条 法第十三条第三項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第四号ロ(1)の内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 二の事業者のいずれか一方の事業者が他方の事業者の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数（出資にあつては、総額。以下同じ。）の二分

の一以上の株式（出資を含む。以下同じ。）の数（出資にあつては、金額。以下同じ。）を直接又は間接に保有する関係

二 二の事業者が同一の者によつてそれぞれの事業者の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を直接又は間接に保有される関係がある場合における当該二の事業者の関係（第一号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る直接保有の株式の保有割合（当該一方の事業者の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合をいう。）と当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る間接保有の株式の保有割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

一 当該他方の事業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資

者をいう。以下本項において同じ。）である法人の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数が当該一方の事業者により所有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 当該他方の事業者の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と当該一方の事業者との間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を当該一方の事業者又は出資関連法人（その発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数が当該一方の事業者又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。）によって所有されている場合に限る。） 当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

3 前項の規定は、第一項第二号の關係の判定について準用する。

4 法第十三条第三項第四号ロ(1)の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該事業者及びその役員又は職員である者

二 過去二年間に前号に掲げる者であった者

5 法第十三条第三項第四号ロ(1)に掲げる要件の判定に当たっては、当該者の責めに帰することのできない事由により当該要件を満たさないこととなった場合において、その後遅滞なく当該要件を満たしていると認められるときは、当該要件を継続して満たしているものとみなす。

(事業の区分)

第三条 法第十三条第三項第四号ロ(2)の内閣府令で定める事業の区分は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成十四年総務省告示第百三十九号）に定める日本標準産業分類に掲げる中分類〇一―農業から中分類七九―協同組合（他に分類されないもの）まで及び中分類八一―学術・開発研究機関から中分類九九―分類不能の産業までに属する事業にあつては当該各中分類により分類するものとし、中分類八〇―専門サ

ービジネス業（他に分類されないもの）に属する事業にあつては中分類八〇―専門サービス業（他に分類されないもの）（法律事務所及び司法書士事務所に限る。）と中分類八〇―専門サービス業（他に分類されないもの）（法律事務所及び司法書士事務所を除く。）とに分類するものとする。ただし、内閣総理大臣が、事業活動の態様等を勘案し、差止請求関係業務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、別々の区分を告示したときは、その区分とする。

2 前条第五項の規定は、法第十三条第三項第四号ロ(2)に掲げる要件の判定について準用する。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者に係る要件）

第四条 法第十三条第三項第五号イの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれか一に該当するものとする。

一 次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者

イ 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

ロ 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

ハ 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

二 前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの

(法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件)

第五条 法第十三条第三項第五号ロの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれか一に該当するものとする。

一 弁護士

二 司法書士

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学の学部、専攻科又は大学院において民法、学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授又は准教授の職にある者

四 前各号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの

(業務規程の記載事項)

第六条 法第十三条第四項(法十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合

合を含む。)の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項

イ 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項

ロ イの業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務(第二十一条第一項第三号に

おいて「消費者被害情報収集業務」という。)の実施の方法に関する事項

ハ 消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務(第

二十一条第一項第四号において「差止請求情報提供業務」という。)の実施の方法に関する事項

ニ 法第十三条第三項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措

置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場

合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項

ホ 適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項

ヘ その他必要な事項

二 適格消費者団体相互の連携協力に関する事項(法第二十三条第四項の通知及び報告の方法に関する事

項並びに第十七条第十五号に規定する行為に係る当該通知及び報告の方針に関する事項を含む。）

三 役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項

四 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

五 法第三十条の帳簿書類の管理に関する事項

六 法第三十一条第二項の調査を行う者の選任及び解任に関する事項

七 法第三十一条第三項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項

八 その他差止請求関係業務の実施に関し必要な事項

（認定の申請書の記載事項）

第七条 法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス

二 法第十四条第一項第二号の事務所の電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス

(認定の申請書の添付書類)

第八条 法第十四条第二項第六号ロの内閣府令で定める事項は、役員、職員及び専門委員の電話番号その他の連絡先とする。

2 法第十四条第二項第十一号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の登記事項証明書

二 役員及び専門委員の住所又は居所を証する次に掲げる書類であつて、申請の日前六月以内に作成されたもの

イ 当該役員又は専門委員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 当該役員又は専門委員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては区）の長が発給する文書又

はこれに代わる書類

ハ 当該役員又は専門委員がイ及びロに該当しない者である場合にあっては、当該役員又は専門委員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書（外国語で作成されている場合にあっては、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）又はこれに代わる書類

三 理事の構成が法第十三条第三項第四号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないことを説明した書類（次に掲げる事項の説明を含む。）

イ 各理事が、事業者及びその役員若しくは職員である者又は過去二年間に事業者及びその役員若しくは職員であった者（ハにおいて「過去の関係者」という。）に該当するか否か並びに該当する場合にはおける当該事業者（以下本号において「各理事の関係する事業者」という。）の氏名又は名称、主たる事務所の所在地及びその行う事業の内容

ロ 各理事の関係する事業者の間の第二条第一項各号に掲げる特別の関係の有無及びその内容

ハ 各理事の関係する事業者の行う事業が属する業種（当該事業者が二以上の業種に属する事業を行っている場合には、主要な事業が属する業種及び各理事が担当する事業が属する業種（各理事が過去の

関係者に該当する場合にあっては、各理事が直近において担当していた事業で現に当該事業者が行っているものが属する業種）

ニ 法第十三条第三項第四号口後段の規定の適用を受けようとする場合にあっては、その適用に係る各理事の関係する事業者が同項第二号に掲げる要件に適合する者であることを証する書類

四 専門委員が第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類

（公告の方法）

第九条 法第十五条第一項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による公告は、法第十五条第一項に規定する事項並びに同項の規定により公衆の縦覧に供すべき書類の縦覧の期間及び場所について、内閣府の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

（公示の方法）

第十条 法第十六条第一項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。第二十九条第一号において同じ。）、法第十九条第八項、法第二十条第八項、法第二十一条

第二項、法第三十四条第五項及び法第三十五条第十項の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

(適格消費者団体である旨の掲示)

第十一条 法第十六条第二項の規定による掲示は、適格消費者団体の名称及び「適格消費者団体」の文字について、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所にしなければならない。

(変更の届出)

第十二条 法第十八条の規定により法第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。以下この条において同じ。)に掲げる書類に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 変更した内容
- 三 変更の年月日
- 四 変更を必要とした理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第十四条第二項各号に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合 変更後の事項を記載した当該書類

二 法第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第八条第二項に掲げる書類の内容に変更を生じた場合 変更後の内容に係る当該書類（第八条第二項第二号に掲げる書類にあつては、役員又は専門委員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。）に限る。）

3 法第十八条の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十四条第二項第七号の書類に記載した事項の変更のうち次に掲げるものとする。

一 適格消費者団体である法人の社員（個人に限る。）の数の変更（その変更後の数が、法第十三条第一項の認定、法第十七条第二項の有効期間の更新又は法第十九条第三項若しくは法第二十条第三項の認可を受けたとき、法第十八条の規定による届出をしたとき又は法第三十一条第六項の規定による提出をしたときの社員（個人に限る。）の数のうち最近のものよりも十分の一以上増加し、又は減少した場合の

当該変更を除く。）

二 社員が法人その他の団体である場合におけるその構成員の数の変更

（通知及び報告の方法等）

第十三条 法第二十三条第四項の規定による通知（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、書面により行わなければならない。

2 法第二十三条第四項の規定による報告（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、法第四十一条第一項に規定する書面、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は調停の調書、仲裁判断書、準備書面その他その内容を示す書面（第十五条第一項において「内容を示す書面」という。）の写しを添付した書面により行わなければならない。

3 法第二十三条第四項の規定による通知及び報告（それぞれ同項第十号に掲げる場合に係るものに限る。）

は、第十六条に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 当該行為をしようとする旨

二 当該行為をしようとする日

三 第十六条第三号、第七号又は第八号に規定する行為をしようとする場合（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百六十五条第一項の申立てをしようとするときを除く。）にあつては、相手方である事業者等との間で成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容

4 前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める日をいう。

一 第十六条第一号から第三号までに規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。） 口頭弁論等の期日（民事訴訟法第二百六十一条第三項に規定する口頭弁論等の期日をいう。以下本項において同じ。）

二 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であつて、民事訴訟法第二百六十四条の規定に基づき裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出しようとするとき 当該書面を提出しようとする日

三 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であつて、口頭弁論等の期日に出頭して前号の和

解条項案を受諾しようとするとき 当該口頭弁論等の期日

四 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であつて、民事訴訟法第二百六十五条第一項の申立てをしようとするとき 当該申立てをしようとする日

五 第十六条第四号から第六号までに規定する行為をしようとする場合 口頭弁論等の期日又は期日外に
おいてそれらの行為をしようとする日

六 第十六条第七号に規定する行為をしようとする場合 当事者間で合意をしようとする調停の期日

七 第十六条第八号に規定する行為をしようとする場合 仲裁廷に対し仲裁法（平成十五年法律第三百三十
八号）第三十八条第一項の申立てをしようとする日

5 第三項の通知及び報告の後、確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるまでに、同項各号に掲げる事項に変更があつた場合（その変更が客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものである場合を除く。）には、その都度、変更後の事項を記載した書面により、改めて通知及び報告をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(内閣総理大臣への報告事項)

第十四条 法第二十三条第四項の内閣府令で定める事項は、事業者等から、法第二十三条第四項第四号から第九号まで及び第十一号に規定する行為に関連して法第十二条第一項から第四項までに規定する当該事業者等の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報(第二十八条において「改善措置情報」という。)とする。
(通知及び報告に係る電磁的方法を利用する措置)

第十五条 法第二十三条第四項に規定するすべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものは、内閣総理大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第二十三条第四項前段に規定する事項、第十三条第二項の内容を示す書面に記載された事項及び第十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)各号に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であつて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報をすべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が受信することができる方式のものとする。

2 適格消費者団体は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ、又は、同時に、当該措置を講じる旨又は講じた旨をすべての適格消費者団体及び内閣総理大臣に通知するための電子メールを、内閣総理大臣があらかじめ指定した電子メールアドレスあてに送信しなければならない。

3 法第二十三条第四項の通知及び報告が第一項の措置により行われたときは、内閣総理大臣の管理に係る電気通信設備の記録媒体への記録がされた時にすべての適格消費者団体及び内閣総理大臣に到達したものとみなす。

(差止請求に関する手続に係る行為)

第十六条 法第二十三条第四項第十号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

一 請求の放棄

二 請求の認諾

三 裁判上の和解

四 民事訴訟法第二百八十四条（同法第三百十三条において準用する場合を含む。）の規定による権利の放棄

五 控訴をしない旨の合意又は上告をしない旨の合意

六 控訴、上告又は民事訴訟法第三百十八条第一項の申立ての取下げ

七 調停における合意

八 仲裁法第三十八条第一項の申立て

第十七条 法第二十三条第四項第十一号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

一 訴状（控訴状及び上告状を含む。）の補正命令若しくはこれに基づく補正又は却下命令

二 前号の却下命令に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁

判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

三 再審の訴えの提起若しくは第一号の却下命令で確定したものに對する再審の申立て又はその再審の訴

え若しくは再審の申立てについての決定の告知

四 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所

の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

五 再審開始の決定が確定した場合における本案の裁判

- 六 仲裁判断の取消しの申立てについての決定の告知
- 七 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 八 保全異議又は保全取消しの申立てについての決定の告知
- 九 前号の決定に対する保全抗告又はこれについての決定の告知
- 十 訴えの変更、反訴の提起又は中間確認の訴えの提起
- 十一 附帯控訴又は附帯上告の提起
- 十二 移送に関する決定の告知
- 十三 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 十四 請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解、調停における合意又は仲裁法第三十八条第一項の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了
- 十五 攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為であつて、当該適格消費者団

体が差止請求権の適切な行使又は適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から法第二十三条第四項の通知及び報告をすることを適当と認められたもの

(伝達の方法)

第十八条 法第二十三条第五項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができ
る状態に置く措置

二 書面の写しの交付、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の内閣総理大臣が適
当と認める方法

(伝達事項)

第十九条 法第二十三条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、法第三十九条第一項の規定による情報
の公表をした旨及びその年月日とする。

(差止請求関係業務を行うに当たり明らかにすべき事項)

第二十条 法第二十六条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 弁護士資格その他の自己の有する資格

二 法第二十三条第四項第二号に規定する差止請求をする場合にあつては、請求の要旨及び紛争の要点（業務及び経理に関する帳簿書類）

第二十一条 法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げる帳簿書類とする。

一 差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉の経過を記録したもの

二 差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要及び結果を記録したもの

三 消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

四 差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

五 前各号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

六 理事会の議事録並びに法第十三条第三項第五号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記

録したもの

七 会計簿

八 会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号イ(3)及び(4)において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第二十五条第一号イ(2)において「会費等関係規定」という。）を記録したもの

九 法第二十八条第一項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの

2 適格消費者団体は、前項各号の帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。

（調査を行う者の選任等）

第二十二條 法第三十一条第二項の調査を行う者（以下この条において「調査実施者」という。）は、その者の職業及び経歴、その者の有する資格、適格消費者団体との利害関係の有無その他一切の事情を考慮し

て同項に規定する学識経験を有し、公正な判断をすることができると認められる者（当該適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又は過去二年間にこれらの者であった者を除く。）のうちから、当該適格消費者団体が選任するものとする。

2 適格消費者団体は、前項の規定により調査実施者を選任したときは、遅滞なく、当該調査実施者との間で、法第三十一条第二項の調査を受けること並びに当該調査の方法及び結果が記載された調査報告書の提出を受けることを内容とする契約（以下この条において「調査契約」という。）を締結しなければならない。

3 調査契約には、適格消費者団体は、調査実施者が法第三十一条第二項の調査を行うため必要があると認められた場合においてその必要な限度で質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならない旨の条項が含まれていなければならない。

4 調査実施者は、調査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において調査をしなければならない。

（財務諸表等の備置き）

第二十三条 適格消費者団体は、法第三十一条第三項の書類を、五年間事務所に備え置かなければならない。

(役員等名簿の記載事項)

第二十四条 法第三十一条第三項第三号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前事業年度における報酬の有無

二 当該役員、職員及び専門委員について業務規程に定める役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容

(経理に関する事項)

第二十五条 法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 すべての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ 会費等については、その種類及び当該種類ごとの次に掲げる事項

(1) 総額

(2) 会費等関係規定

(3) 納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別

(4) 納入等をした者（その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が五万円を超える者に限る。）の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日

ロ 事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ハ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額

二 すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二十六条 法第三十一条第四項第三号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第二十七条 法第三十一条第四項第四号の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、適格消費者団体が業務規程で定めるものとする。

一 適格消費者団体の使用に係る電子計算機と法第三十一条第四項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。

(公表する情報)

第二十八条 法第三十九条第一項の内閣府令で定める事項は、当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置

情報の概要とする。

第二十九条 法第三十九条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第十六条第一項、法第十九条第八項、法第二十条第八項、法第二十一条第二項、法第三十四条第五項及び法第三十五条第十項の規定により公示した事項に係る情報

二 次に掲げる書類に記載された事項に係る情報

イ 法第三十一条第六項の規定により提出された書類

ロ 定款又は寄附行為

ハ 業務規程

ニ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

(情報の提供の請求)

第三十条 法第四十条第一項の規定による情報の提供を受けようとする適格消費者団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。

一 当該適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 二 対象となる事業者の氏名又は名称及び住所
- 三 申請理由
- 四 提供される情報の利用目的並びに当該情報の管理の方法及び当該情報を取り扱う者の範囲
- 五 希望する情報提供の範囲
- 六 希望する情報提供の実施の方法
- 2 前項第三号の申請理由には、当該適格消費者団体が収集した情報の概要その他の申請を理由づける事実等を具体的に記載しなければならない。
- 3 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、第一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に相当の理由があると認めるときは、次条第一項各号に定める情報のうち必要と認められる範囲内の情報を提供するものとする。
- 4 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供をするに際しては、当該消費生活相談に関する情報が消費者の申出を要約したものであり、事実関係が必ずしも確認されたものではない旨を明らかにするものとする。

5 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供をするに際しては、利用目的を制限し、提供された情報の活用の結果を報告することその他の必要な条件を付することができる。

6 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、第一項の申請に係る情報が、法第四十条第二項の規定又は前項の規定により付そうとする制限又は条件に違反して使用されるおそれがあると認められるときは、当該情報を提供しないものとする。

7 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供に当たっては、消費生活相談に係る消費者に係る個人情報保護に留意しなければならない。

(国民生活センター等が提供する情報)

第三十一条 法第四十条第一項の内閣府令で定める情報は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 独立行政法人国民生活センター 消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワーク・システム(消費者の被害に迅速に対処するため、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、独立行政

法人国民生活センターが管理運営するものをいう。本項において同じ。）に蓄積されたもののうち、全国又は複数の都道府県を含む区域を単位とした情報（都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。）

二 地方公共団体 消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワーク・システムに蓄積されたものうち、当該地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報（以下本号において「当該地方公共団体に係る情報」といい、他の地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて法第四十条第一項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）

2 前条及び前項の規定は、独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体が、法以外の法令（条例を含む。）の規定により同項各号に定める情報以外の情報を提供することを妨げるものではない。

（書面の記載事項）

第三十二条 法第四十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 電話番号及びファクシミリの番号

三 事業者等の氏名又は名称及び住所

四 請求の年月日

五 法第四十一条第一項の請求である旨

六 請求の要旨及び紛争の要点

2 法第四十一条第一項の請求においては、できる限り、訴えを提起し、又は仮処分命令を申し立てる場合における当該訴えを提起し、又は仮処分命令を申し立てる予定の裁判所を明らかにしなければならない。

（訴訟手続の中止に係る通知）

第三十三条 法第四十六条第一項の規定による通知は、他の適格消費者団体を当事者とする法第十二条第五項第二号本文の確定判決等の内容を証する書面の写し（第十五条第一項に規定する措置が講じられた場合

にあつては、同項の記録媒体に記録された情報のうち当該書面に記載された事項に係るものを出力することにより作成された書面）を添付してするものとする。

附 則

この府令は、消費者契約法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十六号）の施行の日（平成十九年六月七日）から施行する。